

## 3 特殊健康診断

### 1 概要

特殊健康診断は、特定の有害業務に従事する労働者を対象に、労働安全衛生法及びじん肺法に基づき実施が義務づけられている検査項目を基本としている。

#### 1] 目的

有害作業因子による健康被害（職業病）の早期発見と対処

#### 2] 健診内容

労働安全衛生法及びじん肺法に基づく検査項目を基本に実施

#### 3] 判定方法

判定区分は「所見あり」「所見なし」の2区分とした。

「所見あり」には既往歴あり、自覚症状あり、検査所見が含まれる。

最終判定は、事業場の産業医等が作業環境等を含めて総合的に判断する。

## 2 実施状況

	受診団体数	受診者数	判定区分		
			所見なし	所見あり	
法定項目	じん肺	47	581	486	95
	有機溶剤	101	4,266	4,134	132
	鉛	16	631	623	8
	石綿	16	155	111	44
	電離放射線	27	3,141	1,960	1,181
	特定化学物質	96	6,392	5,129	1,263
行政指導項目	情報機器作業	19	580	165	415
	騒音	42	1,575	1,120	455
	有害光線	20	889	749	140
	引き金取扱従事者	9	127	26	101
	レーザー光線	8	137	108	29
	振動	11	214	21	193
総数		18,688	14,632	4,056	